

○ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する質疑

【質問のポイント】

1. 新型コロナウイルス感染症による森林・林業分野への影響と今後の対策について
2. 森林経営管理制度の取組状況と市町村における実施体制の整備等といった課題への対応方針について
3. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた森林分野の貢献と本法案の意義について

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 委員長(上月良祐君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

(略)

○ 委員長(上月良祐君) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○ 宮崎雅夫君 自由民主党の宮崎雅夫でございます。本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルスにつきましては、二十一日に都三県で緊急事態宣言が解除をされました。また、医療従事者の皆さん方へのワクチン接種も今行われているところでございます。ただ、まだまだやはり感

染防止に努めていかないとけないという状況でございます。新型コロナウイルスによりまして、林業、木材産業の分野におきましても需要や流通への影響が生じたわけでございます。

昨年の補正予算で、農林水産物の販売促進として公共施設等への木造化、木質化のプロモーションの支援でございますとか、在庫が著しく増加をしております原木について一時保管に要する費用などの支援、こういったものが行われたわけでございます。

私もこの農林水産委員会で取り上げさせていただきましたけれども、生産を伴わない森林整備への支援も行われまして、これはまあ第三次補正予算にも含まれておりますけれども、影響の緩和に向けま



して各種対策が行われたわけでございます。林業関係の皆さん方から私もお話をお願いいたしましたけれども、これまでの対策は非常に有り難かったというお話、多く聞かせていただきました。材価も回復傾向にあって、大分戻ってきたというお話でございますとか、昨年初めには、中国向けの輸出が大分停滞をしたけれども、これについても上向きになってきたというような前向きのお話を聞いております。

新型コロナウイルスについては、これまでの対策の状況を踏まえながら、森林・林業分野においても引き続き必要な対策をしつつ行っていく必要があるというふうに思っています。

そこで、現時点で、森林・林業分野の新型コロナウイルスの影響について現状をどのように見ておられるのか、また今後の対策につきまして見解をお伺いしたいと思います。

○ 政府参考人(本郷浩二君) お答えをいたします。

昨年以來の新型コロナウイルスの感染症の拡大により、一時的に中国への原木輸出が停止したほか、経済全体が停滞し木材需要が減少したことにより、一部の製材、合板工場等での減産や原木の入荷制限、これに伴う原木の港や山土場での滞留、あるいは価格の低下等の影響が生じました。

こうした状況を受け、先生から今御紹介いただきましたように、令和二年度第一次補正予算においては、林業者の資金繰り、輸出向け原木の保管、大径原木の加工施設の整備、公共施設等での木材利用への支援を措置しました。

令和二年度第二次補正予算においては、農林漁業の経営継続への支援に加え、

原木保管事業の対象拡大や原木生産を伴わない間伐などの森林整備への支援を措置しました。令和二年度第三次補正予算においては、森林整備、非住宅建築物や外構での木材利用等への支援を措置しました。

また、これらの予算措置と並行して、地域の木材の需給や支援措置に関する情報を共有し、冷静な取引を促すため、川上から川下まで幅広い関係者による連絡協議会を開催させていただきましたし、国有林野事業においては、契約済みの立木販売の搬出期間の延長などの供給調整を実施してきましたところでございます。

これらの取組もありまして、今御紹介がありましたように、七月以降、木材価格は上昇傾向に転じておりますし、中国への輸出も正常化してきております。九月以降は製材工場等の原木入荷量も回復しつつありますが、経済全体の停滞により木材需要の見通しは依然不透明でございます。引き続き需要動向を注視しているところでございます。

また、現在は、北米における住宅需要の高まりや世界的な海上コンテナの不足、海上運賃の上昇などにより、外国製品の価格上昇と輸入減少が生じております。代替需要により全国的に国産材への引き合いが強くなっているところがございます。

そして、こうした国産材の供給拡大のチャンスをつまみつつ、国産材の更なる需要拡大と安



本郷林野庁長官

定供給体制の構築に向けて引き続き全力で取り組んでまいります。

○宮崎雅夫君
ありがとうございます。

今長官からもお話がございましたけれども、これからいろんな状況はあるかと思えますけれども、まさしく国産材の拡大という意味では、是非ピンチをチャンスに変えていただくように、しっかりと状況を把握していただいて、必要なそういったことも含めて対策を打っていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。



次に、森林経営管理制度についてお問い合わせをしたいと思います。

一昨年の四月から森林経営管理法が施行されました、この制度がスタートしたわけでございます。また、一昨年の九月から森林環境譲与税、これ市町村、都道府県への譲与も始まりまして、本年度からその譲与額も前倒しでアップしたと、増加したということになるわけでございます。森林経営管理制度については、この森林・林業政策の大きな柱と言える重要なものだというふうに認識をしております。この政策を現場においていかにこれを実施していくかというのが非常に大切なことだというふうに思っています。

制度の活用については、森林所有者の意向調査から始まりまして、その後の手続も全国で今やっておりますと、既に始まっているというふうにお承知しております。ただ、災害のときにも私も申し上げたんですけれども、なかなか今市町村

の職員の方が非常に限られておるということもあって、それと同じように、この制度をそれぞれの地域でしっかりと動かしていくというには市町村のこれ体制整備ということが非常に重要なことだというふうに考えております。

そこで、森林経営管理制度のこれまでの取組状況、そして市町村の体制整備も含めて、制度の実施上の課題に対してどのように取り組んでいくのか、お問い合わせをしたいと思います。

○政府参考人（本郷浩二君） 森林経営管理制度についてのお尋ねでございます。

令和元年度からスタートしたわけでございますけれども、その取組状況として、私有林人工林のある市町村の約七割が意向調査やその準備に取り組み、意向調査については約十五万ヘクタールで実施されたところがございます。さらに、昨年十月時点では約六十市町村において市町村が経営管理権を取得しております、そういう事例が出てきておりまして、例えば秩父や静岡県の富士などで林業経営者への再委託ですとか、あるいは石川県の志賀町などでは森林環境譲与税も活用して公的に間伐を実施する取組も始まっております、順次取組が進んでいると認識しているところでございます。

一方、先生御指摘いただきました、森林経営管理制度を一層進めていくには市町村の体制整備、充実が課題となっております、農林水産省では、これまで市町村が林業技術者を地域林政アドバイザーとして雇用する取組を支援しているところでございます。また、市町村説明会への職員の派遣、先進事例の収集そして共有、現地検討会での技術支援、そういうものに林野庁として取り組んでいるところでございます。

都道府県との連携も図りつつ、地域の実情も踏まえながら、市町村の実施体制の整備についてしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 是非、市町村の体制整備、それから、これからの実施をしていく上でいろんな課題が出てくると思えますけれども、大切な制度でございますので、うまく現場で回っていくように支援をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、間伐特措法の関係についてお問い合わせをしたいと思います。

間伐特措法については、京都議定書の森林吸収目標を達成するために平成二十年に制定をされたわけでございます。我が国では、パリ協定に基づいて、二〇三〇年度に二〇一三年度比二六%の温室効果ガス削減目標を定めておりまして、そのうち二%を森林吸収源対策によって確保するということとしておるわけでございます。さらに、二〇五〇年のカーボンニュートラルを菅総理が昨年宣言をされて、それに向けて、各分野でその実現に向けて対応を今後進めていく中で、温室効果ガスの更なる削減と同時に、森林吸収量を更に増加をさせていくということも期待をされておるわけでございます。

その期待に応えていくには、先ほどお伺いをいたしました森林経営管理制度、そして森林環境譲与税、これも活用をしながら、持続的な森林経営を行っていくことが必要でございます。そのためにも、森林整備をしっかりと行っていくということは大変重要なことであるというふうに考えます。

そこで、二〇五〇年のカーボンニュートラルに向けた森林分野の貢献と間伐特措法改正の意義について、野上大臣にお

伺いをしたいと思います。

○国務大臣（野上浩太郎君） 我が国の森林につきましては、人工林を中心に二酸化炭素吸収源として貢献してきていくところでありまして、人工林は、高齢化に伴いまして対面積当たりの吸収量が減少することから、近年、森林吸収量は減少傾向で推移をしているところであります。

このような中で、地球温暖化防止に最大限貢献していくためには、必要な間伐の着実な実施に加えまして、切って使って植えるといった適切な循環利用によりまして、成長が旺盛な若い木を増やして森林のこの吸収量の向上を図るとともに、炭素が貯蔵されておりますので、また、省エネ資材でもあるこの木材を多段階で繰り返し使用して、最終的にエネルギーとして使用するといった取組を推進することにより、炭素の長期大量貯蔵ですとか、あるいは二酸化炭素の排出削減を進めることが重要だと考えております。



野上農林水産大臣

本法案は、この森林吸収量の向上を図るために間伐や再造林等の森林整備を推進するものとして、パリ協定下における二〇三〇年度の我が国の森林吸収量目標の達成に向けて、間伐等を促進するための現行の支援措置を二〇三〇年度まで延長するとともに、二〇五〇年のカーボンニュートラルの実現に向けまして、成長に優れた特定苗木を積極的に用いた

再造林を計画的かつ効率的に推進するための措置を新たに追加をするというものでございます。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

是非、森林への期待というのでもあると思いますし、大臣のリーダーシップで、みどりの食料システム戦略、これ、中間取りまとめ、五月に策定ということでもございますし、今、森林・林業基本計画もこれ議論がされているわけでございますので、しっかりと取組をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、この間伐特措法ももう十年ということになるわけでございますけれども、私も、林業が非常に盛んな奈良の吉野です、首長さんから、間伐特措法、これに基づく美しい森林づくりの基盤整備交付金、これの活用によって、吉野の林業、非常に欠かすことができないというようなことを伺っております。ほかの地域でも、それぞれの実情に応じてきめ細かな整備を実施する上では、非常に重要なツールともなっておるわけでございます。

これまでの間伐特措法による成果について、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（本郷浩二君） お答えを申し上げます。

現行の間伐等特措法は、一定以上の森林面積を有する市町村の約九割で本法に基づく特定間伐等促進計画が策定され、計画的な間伐等が実施されるとともに、本法に基づく間伐等の実施に対する支援措置によって、間伐については、平成三十年度に市町村に対する交付金により五千ヘクタール程度が実施されたほか、地方債の起債特例により四万ヘクタール程度の実施に寄与したものと見込んでおり、合わせて間伐面積の全体の約一割を占めるなど、京都市議定書第二約束期間に

おける森林吸収源対策の推進に貢献してきたと考えております。

また、平成二十五年の本法の改正の際には、特定母樹の増殖に対する支援措置を講じており、これまでの取組により、令和元年度現在、北海道、九州を中心とする二十五道府県において採取源の整備が行われ、二百八十八万本の苗木が生産、出荷されるようになったほか、特定母樹の増殖等の仕組みの創設を契機として苗木生産に企業等が新たに参入する動きが生まれたことなど、我が国の林業種苗の生産体制の強化に寄与してきたと考えております。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

いろんな成果がもう既に出ているわけでございますけれども、御答弁でもありましたけれども、地方債の関係では、今回の改正でも十年間延長ということになっているわけでございます。まだまだ活用が平成三十年度では十七ぐらいということでございます。コロナ禍で非常に地方財政も厳しいという状況でもありますので、これから森林整備を更に進めていくには、この地方債の活用というののも一つの手でもあると思いますので、しっかりと改めて周知の方もお願いしたいというふうに思います。

続きまして、

戦後、非常に大きな努力によって人工林が造られたわけでございますけれども、それが今間伐というそういう時期、利用期を迎えているわけでございます。国産材の供給は、今、主



伐材を中心に着実に増加しているわけですが、その後のこれ再造林がやはり行われなければ、先ほど申し上げましたけれども、持続的な森林資源の管理に繋がらないということでございます。地球温暖化の防止の観点ということでも課題になるわけでございます。今回の改正案では、新たに再造林を促進する措置、これを創設しようということでございますので、非常に歓迎すべきことじゃないかというふうに思っております。

この改正案が成立をすれば、都道府県知事が定める区域で特定苗木によって再造林を積極的に推進していくということでございますけれども、これまで、先ほどの答弁でもございましたけれども、エリートツリーの苗木、これも生産も本格化していつてこれに対応していくということでございますけれども、やはり、今後エリートツリーの苗木の安定供給ということが非常に重要になってくるというふうに思います。

それから、苗木の生産地と使うところ、再造林が場所が違うということになってまいりますと、その地域間のギャップということであつたり、低コスト化ということも当然これから必要になってくるというふうに思います。エリートツリーの低コスト化、低コストでの安定供給に向けてまして、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（本郷浩二君） お答え申し上げます。

我が国の人工林の高齢化が進む中、将来の森林吸収源の確保を図るために、成長に優れた特定苗木による再造林を計画的、効率的に進めていく必要があると考えております。

本法案による特定植栽促進地域の指定等の措置と併せ、特定苗木の低コストか

つ安定的な生産供給を進めることが重要と考えております。

特定苗木につきましては、令和元年度現在、北海道と九州を中心に二百八十八万本が生産されておりますけれども、今後の特定植栽の着実な推進のためには全国的に特定苗木の生産を拡大していくことが重要でございます。また、需給の安定化を図っていく必要がございます。

農林水産省としては、種穂、種や穂ですけれども、生産に必要な採種園、採種園の整備に対する支援、新たな苗木生産事業者の確保に向けた技術研修に対する支援、造林コストの低減に資するコンテナ苗の生産技術の標準化や生産に必要な機械、施設の整備に対する支援、苗木の需要者や生産者に対する生産、需要に関する情報提供等を推進しているところでございます。

これらの取組により、特定苗木の低コストかつ安定的な生産供給を図ってまいります。検討しているところでございます。

○宮崎雅夫君 しっかりと取り組んでいただければと思います。

終わります。ありがとうございます。

（以下略）